

令和元年6月22日

保護者様

大阪市立安立小学校  
校長 吉川 秀樹

## 令和2年度 学校徴収金等の納入について

本校の教育活動推進にあたり、保護者の皆様方から学校徴収金等を徴収いたします。  
その内訳及び金額、納入期限は次の通りです。

納入にあたっては、現金事故防止の観点から口座振替をご利用いただきますようお願いします。  
いずれも、各々の児童の学習活動にとって必要となるものですので、口座振替予定日の前日までに  
ご入金していただき、期限を守って納入いただけるようお願いいたします。

経済的な理由により、納入が困難な場合は、生活保護制度（教育扶助）や就学援助制度などがあ  
りますので、本校、事務室までご相談ください。

なお、学校徴収金については納入期限までに納入がない場合は、督促をさせていただくとともに、  
度重なる督促に関わらず納入がない場合、大阪市学校徴収規定により法的措置を執らざるを得なく  
なります。本旨ご賢察の上、くれぐれも納入期限までに納入いただけるようご理解ご協力の程お願  
いいたします。

### 1 学校徴収金の徴収金額について

#### (1) 児童費 (教材費・特別活動費・その他諸費・予備費)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
徴収金額	9,000円	7,280円	9,800円	10,280円	10,900円	21,500円

\* 遠足等行事不参加の場合は、年度末精算金とあわせて精算いたします。

#### (2) 積立金（1回目から7回目まで徴収します。）

\* 修学旅行費積立金（5年生で徴収） 徴収金額 22,000円

この積立金は6年生で実施する費用ですが、5年生から集めることにより、学年間での徴  
収金の負担額の均等化を図るために行います。

\* 自然体験学校積立金（4年生で徴収） 徴収金額 18,000円

この積立金は5年生で実施する費用ですが、4年生から集めることにより、学年間での徴  
収金の負担額の均等化を図るために行います。

#### (3) 振替日等につきましては、次のとおりです。

徴収回	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
振替日	6月 26日(金)	7月 27日(月)	8月 26日(水)	9月 28日(月)	10月 26日(月)	11月 26日(木)	12月 28日(月)

- ① 毎月の振替金額は上記の児童費・積立金とともに、PTA会費 年額3,000円  
(1回目、2回目、3回目で年3回、各回 1,000円を徴収します) と金融機関手数料  
(1回 66円) を加えた金額となります。

### 2 納入方法等について

本校は関西みらい銀行の登録口座より口座振替しますので、関西みらい銀行に口座をお持ち  
でない場合については、口座振替手続きのうえ、振替日の前日までに上記金額のご入金をお願  
いいたします。